

上山市下水道施設包括的管理等事業

特定事業の選定

令和8年3月24日

上山市

目 次

1 事業概要	1
1-1 事業名称	1
1-2 事業の対象となる公共施設等.....	1
1-3 公共施設等の管理者の名称	1
1-4 事業目的	1
1-5 事業方式	1
1-6 事業期間	1
1-7 事業範囲	2
1-8 事業の費用負担	4
2 評価の内容	5
2-1 概要	5
2-2 定量的な評価	5
2-3 定性的な評価	6
(1) 業務の一体化による効率化.....	6
(2) 良質なサービスの提供.....	6
(3) 地元企業との連携、災害・事故等への対応力強化.....	6
(4) リスク分担の明確化とリスク管理の最適化.....	7
2-4 総合評価	7

1 事業概要

1-1 事業名称

上山市下水道施設包括的管理等事業

1-2 事業の対象となる公共施設等

上山市浄水センター、マンホールポンプ場(公共下水道事業)、管路施設(公共下水道事業)、農業集落排水処理施設、中継ポンプ場(農業集落排水事業)、管路施設(農業集落排水事業)、合併処理浄化槽(浄化槽市町村整備推進事業施設)

1-3 公共施設等の管理者の名称

上山市長 山本 幸靖

1-4 事業目的

当市における下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の3事業からなっており、人口減少等に伴う収益の減少や老朽化等による施設更新費用の増大、また担い手となる職員の減少等、事業の継続に多くの課題を抱えている。

これら背景を踏まえて本事業を実施する民間事業者(以下「民間事業者」という。)の創意工夫や経験、ノウハウ等を活用した市民サービスの向上、公共用水域の水質保全、脱炭素、経費削減、更新費用の抑制等、将来にわたって持続可能な下水道事業の確立を図ることを目的に本事業を実施する。

1-5 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」という。)に基づくものであり、本事業の事業方式は、性能発注・複数年契約による更新実施型の管理・更新一体マネジメント方式とする。

1-6 事業期間

本事業の事業期間は、令和9年9月1日から令和19年8月31日までとする。ただし、上山市下水道施設包括的管理等事業 事業契約(以下「事業契約」という。)の締結の翌日から令和9年8月31日までを引継ぎ期間とし、当市及び民間事業者により業務引継ぎを実施するものとする。

1-7 事業範囲

本事業は、当市上下水道課で所管している次の3事業の各施設、各業務を対象とし、
附帯事業及び任意事業を含めて事業範囲とする。各事業、施設及び業務の内容、要求水
準の詳細は、要求水準書に示す。

1) 対象事業

- ① 公共下水道事業
- ② 農業集落排水事業
- ③ 浄化槽事業

2) 対象施設

- ① 上山市浄水センター
- ② マンホールポンプ場(公共下水道事業)
- ③ 管路施設(公共下水道事業)
- ④ 農業集落排水処理施設
- ⑤ 中継ポンプ場(農業集落排水事業)
- ⑥ 管路施設(農業集落排水事業)
- ⑦ 合併処理浄化槽(浄化槽市町村整備推進事業施設)

3) 対象業務

- ① 上山市浄水センターに関する業務
 - 運転操作監視業務
 - 保守点検業務
 - 修繕業務
 - 調達管理業務
 - 情報管理業務
 - 産業廃棄物等処分業務
 - 緊急時対応業務
 - スtockマネジメント計画作成業務
 - 改築設計業務
 - 改築工事業務
 - 耐震診断業務
 - 耐震補強設計業務
 - 工事監理業務
 - その他の業務
- ② マンホールポンプ場に関する業務
 - 運転操作監視業務

- 保守点検業務
- 修繕業務
- 調達管理業務
- 情報管理業務
- 産業廃棄物等処分業務
- 緊急時対応業務
- スtockマネジメント計画作成業務
- 改築設計業務
- 改築工事業務
- 工事監理業務
- その他の業務

③公共下水道事業の管路施設に関する業務

- 計画的維持管理業務
- 住民対応等業務
- 修繕業務
- 産業廃棄物等処分業務
- 情報管理業務
- スtockマネジメント計画作成業務

④農業集落排水処理施設に関する業務

- 運転操作監視業務
- 保守点検業務
- 修繕業務
- 調達管理業務
- 情報管理業務
- 産業廃棄物等処分業務
- 緊急時対応業務
- その他の業務

⑤中継ポンプ場に関する業務

- 運転操作監視業務
- 保守点検業務
- 修繕業務
- 調達管理業務
- 情報管理業務
- 産業廃棄物等処分業務
- 緊急時対応業務
- その他の業務

⑥農業集落排水事業の管路施設に関する業務

- 計画的維持管理業務
- 住民対応等業務
- 修繕業務
- 産業廃棄物等処分業務
- 情報管理業務

⑦合併処理浄化槽に関する業務

- 浄化槽法第 11 条検査
- 保守点検業務
- 修繕業務

(2) 附帯事業

附帯事業とは、当市の下水道事業の課題について、現状の問題や機能の改良提案、事業化のための交付金制度の活用等を民間事業者の責任のもと提案し、当市との協議の結果、当市にとって有益であると認められる場合に本事業の対象業務として追加することができる事業をいう。

民間事業者が提案した附帯事業については、導入費用や有効性、適用できる交付金制度の状況等を勘案し、その実施及び調達方法について当市の承諾を得て実施する。詳細は、事業契約書(案)及び要求水準書に示す。

(3) 任意事業

任意事業とは、事業に係る全ての費用を民間事業者自らの負担で行う独立採算の事業であり、当市との協議の結果、当市にとって有益であると認められる場合に本事業の対象業務として追加することができる事業をいう。

応募者は選定時の提案書類において任意事業を提案することができ、事業期間中においても、民間事業者は任意事業を提案することができる。任意事業は、当市の承諾を得て実施する。詳細は、事業契約書(案)及び要求水準書に示す。

1-8 事業の費用負担

本事業に係る費用については、当市が民間事業者に支払う本事業の実施に対する対価の総額(以下「サービス対価」という。)として民間事業者を支払うものとし、詳細は、事業契約書(案)に示す。本事業の実施にあたり、ライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入するものとする。

2 評価の内容

2-1 概要

本事業を当市が従来方式により実施する場合と、PFI 法に基づく管理・更新一体マネジメント方式により実施する場合について、事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものを比較し、事業費総額の軽減を期待できることを選定の基準とする。

また、上記の財政負担額の軽減に加えて、本事業を管理・更新一体マネジメント方式による事業として実施する場合の定性的な評価を行う。

2-2 定量的な評価

定量的な評価を行うにあたり、前提条件を次のとおり設定した。なお、これらの前提条件は、当市が独自に設定したものであり、事業者の提案内容を制約するものではない。

区分	当市が従来と同様の方式で実施する場合	管理・更新一体マネジメント方式で実施する場合
共通の条件	① 事業期間 : 10 年 ② 割引率 : 2.07% ③ 物価上昇率: 2.5%~4.5% (費用の内容に応じて計上)	
処理場施設等運転・維持管理業務	① 主な費用の項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転操作監視 ・ 保守点検 ・ 修繕 ・ 調達管理 ・ 産業廃棄物等処分 ② 算出根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積金額をもとに算定 	① 主な費用の項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転操作監視 ・ 保守点検 ・ 修繕 ・ 調達管理 ・ 産業廃棄物等処分 ② 算出根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の積算額に対し、事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の費用縮減効果が出現するものとして算定
処理場施設等更新・耐震化業務	① 主な費用の項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ スtockマネジメント計画作成 ・ 改築設計・改築工事 ・ 耐震診断 ② 算出根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積金額及び各積算基準に基づく算定値をもとに算定 	① 主な費用の項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ スtockマネジメント計画作成 ・ 改築設計・改築工事 ・ 耐震診断 ・ 工事監理 ② 算出根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の積算額に対し、事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の費用縮減効果が出現するものとして算定
管路施設維持管理業務	① 主な費用の項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的維持管理 ・ 住民対応等 ・ 修繕 ・ 産業廃棄物等処分 	同左

	② 算出根拠 ・ 各積算基準に基づく算定値をもとに算定	
管路施設更新支援業務	① 主な費用の項目 ・ スtockマネジメント計画作成 ② 算出根拠 ・ 見積金額をもとに算定	同左
浄化槽管理業務	① 主な費用の項目 ・ 浄化槽法第11条検査 ・ 保守点検 ・ 修繕 ② 算出根拠 ・ 見積金額をもとに算定	同左
総括管理	① 主な費用の項目 ・ 管理諸費相当額 ② 算出根拠 ・ 過年度の実績等をもとに算定	① 主な費用の項目 ・ SPC 設立費用 ・ SPC 運営費用 ② 算出根拠 ・ 事業者が実施する業務を考慮し算定

2-3 定性的な評価

本事業を管理・更新一体マネジメント方式として実施することにより、以下に示すような定性的効果を期待できる。

(1) 業務の一体化による効率化

公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の全施設を対象とした改築、修繕、維持管理の各業務を民間事業者が一体的に担うことにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の連携や民間事業者による創意工夫を見込むことができ、より効率的かつ効果的な実施が期待できる。

(2) 良質なサービスの提供

民間事業者が有する専門的な知識、技術及び創意工夫等を活用することにより、計画的かつ効率的なライフサイクルコストの削減や脱炭素化の推進等、持続可能な事業運営が期待されるとともに、高度な運転管理の実施や公共用水域の水質保全に係る良好な成果が期待できる。

(3) 地元企業との連携、災害・事故等への対応力強化

地元企業との連携や地域人材の雇用促進が図られるとともに、処理場等施設や管路施設において災害・事故等が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制の構築が期待できる。

(4) リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

リスク分担において、リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、事業開始前から当市と民間事業者の責任分担を明確にすることにより、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、リスク発生の抑制、リスク発生時の損失拡大の抑制等の効果が見込まれる。

2-4 総合評価

本事業は、PFI 法に基づく管理・更新一体マネジメント方式で事業として実施することにより、当市が従来方式で実施する場合と比較して、定量的評価において、事業期間中の事業費総額を約 5.05%（現在価値換算後）縮減できることに加え、定性的な効果も期待できることが確認された。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。